

相続の承認・放棄の期間伸長審判申立書

受付印	家事 審判 申立書 事件名 () 調停		
収入印紙 1,600 円	この欄に収入印をはる 1 件について甲類審判 800 円	2 件として 1,600 円 (はった印紙に押印しないでください。)	
予納郵便切手 400 円	乙類審判 1,200 円		
予納登記印紙 0 円	調停 1,200 円		
準口頭	関連事件番号 平成 年(家) 第 号		
神戸家庭裁判所明石支部 御中 平成 22 年 2 月 24 日		申 述 人 (又は法定代理人など) の 署 名 押 印 又は記名押印	斉藤 一 (印) (印)
添付書類	申述人の戸籍謄本 1 通 被相続人の戸籍謄本 1 通		
申 立 人	本籍	東京都新宿区新宿 1	
	住所	〒160-0022 東京都新宿区新宿 1	電話 03 (0000) 0000
	連絡先	〒	電話 () (方)
	フリガナ 氏名	さいとう はじめ 斉藤 一	昭和 24 年 1 月 1 日 生
職業	警視庁勤務		
※ 被 相 続 人	本籍	兵庫県明石市相生町 1	
	住所	兵庫県明石市相生町 1	
	連絡先	〒	電話 () (方)
	フリガナ 氏名	やまぐち ゆうすけ 山口 祐助	大正 14 年 2 月 2 日 生
職業	無職		

(注) 太枠の中だけ記入してください。※の部分は、申立人、相手方、法定代理人、事件本人又は利害関係人の区別を記入してください。一般(1/2)

申 立 て の 趣 旨
申立人が被相続人山口祐助の相続について承認または放棄する期間を、平成 22 年 5 月 24 日まで 3 ヶ月間伸長するとの審判を求めます。

申 し 立 て の 実 情
1 被相続人は、平成 22 年 2 月 2 日死亡しました。申立人は、被相続人の子です。
2 申立人は、被相続人死亡の日に相続開始を知りました。
3 申立人と被相続人は、生前約 30 年間行き来がなく、被相続人は関西方面で事業を行っていたとのことで、相続財産に何があるか、債務超過かどうか分かりません。現在相続財産の調査をしているところです。
4 よって、この期間を 3 ヶ月延長されたく本申立を行います。